

医療法人青樹会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員が仕事と家庭の両立がしやすい環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 内 容

目標 1 全ての部署において、全職員が本年度付与した有給休暇に対して50%以上を取得する。

<対策>

令和7年4月 ～

令和6年度の有給休暇の取得状況を公表し、取得しやすい環境を整える。

令和8年4月 ～

毎年、前年度の有給休暇の取得率を算出し、取得率が50%未満の職員がいる部署の責任者に対し、該当職員に取得するよう促してもらう。

令和11年4月 ～

有給休暇の取得率が50%以上を全職員が達成できる対策を講じる。